

3 市街地・沿道景観

① 市街地景観の整備・整序

- 市街地は、周辺の歴史的・伝統的な景観資源や自然環境との調和を保ちながら、地域の個性に応じた魅力ある市街地景観を形成することを基本とします。また、周辺の田園や街並みを通し、その背景となる山並みへの眺望が楽しめる景観づくりを進めます。
- 駅周辺の中心市街地においては、街並みの連続性とゆとりある空間や緑を確保するとともに、歩行者への配慮や賑わいの演出を行い、地域の玄関口としてふさわしい魅力的な景観づくりを進めます。
- 住宅地においては、最も身近な景観づくりの場であり、緑豊かなゆとりと潤いを感じられる良好な景観づくりを進めます。
- 工業地においては、建物の規模が大きく、景観に大きな影響を与える可能性があるため、緑化による修景を行うなど周辺に配慮した景観づくりを進めます。
- 公共施設の整備は、景観づくりの先導的な役割を果たすため、その整備と一体的に良好な景観づくりを進めます。



② 沿道景観の整備・整序

- 道路の整備にあたっては、自然の地形、周辺の景観資源に配慮するとともに、沿道の建築物や広告物など一体となった景観づくりへの取組が必要です。
- 沿道の景観づくりにおいては、沿道の土地利用や道路の特性に応じて、建築物や広告物などの景観誘導を図ることを基本とします。
- 道路は、遠景の眺望対象を望みながら視点が移動する場であることから、視点場と視対象の両方の性質を持つため、遠景にある道路軸線方向の山並みなどの眺めを活かす景観づくりを行うとともに、視点場としての街並みを整え、連続的な視点に配慮した景観づくりを進めます。
- 幹線道路沿道にあっては、県と市町村が連携して、景観づくりに取り組むことを基本とし、観光客の移動ルートなど、特に良好な景観づくりが必要な道路については重点的に取り組みます。



4 自然・風土景観

① 「青垣」と「山の辺」の景観の保全

大和平野地域

- 「青垣」の山々とその緑は、風土の基盤的な要素として奈良の最も重要な景観資源であり、その恒久的な保全を基本とします。
- 「青垣」の裾野に広がる「山の辺」には、奈良の景観において最も特徴ある歴史的な景観資源が多く存在し、田園、里山に息づく生活の場と背景の「青垣」が一体となって奈良固有の風土を形成しており、こうした景観の保全を基本とします。
- 里山や棚田などの農地の保全・再生を図るとともに、市街化が進行する地域にあっては、その風土との調和を図る景観づくりを進めます。



② 森林・山岳景観の保全・整備

大和高原地域、五條・吉野地域

- 新緑や紅葉、人工林の緑とともになだらかな高原地形や雄大な山岳地形が表現豊かな自然景観を形成しており、森林・里山は古くから人々の暮らしを支え、地域にとってかけがえのないものとなっています。そのため、自然林については、自然の移り変わりに委ねた保全を図り、人工林については、森林所有者などによる持続的な森林整備を可能にする仕組みづくりを進めることにより、その回復・保全を図ることを基本とします。
- 森林・里山が有する水源のかん養や防災などの多面的機能の維持増進を図るとともに、植生の多様化などにより景観の回復・向上を図ります。
- 山岳や森林、水辺などの親しみ、ふれあうことができる豊かな自然環境や歴史文化資源、集落が一体となった景観を保全します。



③ 田園景観と水辺景観の保全・整備

- 棚田や地場産業などの地域独特の景観については、地域の活性化のための地域資源としての利活用を通じて、その良好な景観と魅力を保全し活かした景観づくりを進めます。
- 河川などの水辺空間の整備にあたっては、その歴史性や自然特性などに配慮しつつ、良好な景観の再生・創出に努めます。

大和平野地域

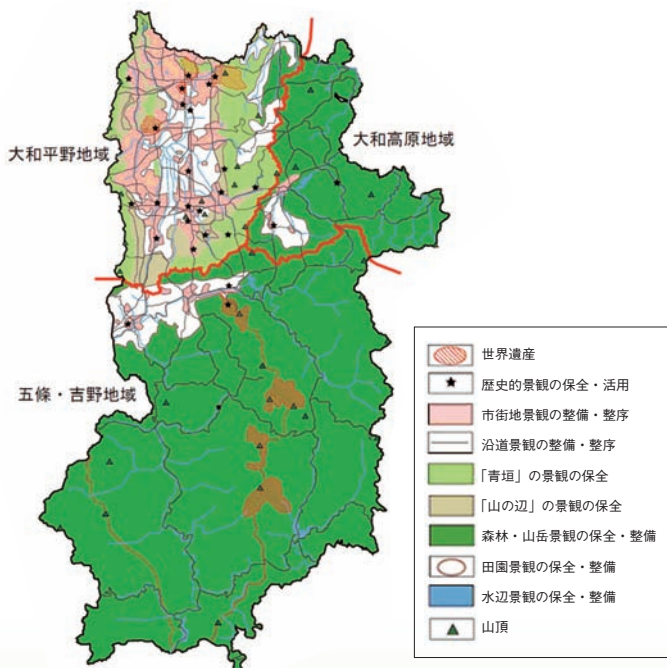
- 農地と民家群がつくり出す景観は、「日本のふるさと」としての奈良の景観を特徴づけています。遊休農地の解消などにより、奈良の風土の大切な要素である農地の保全を図るとともに、これらの景観と調和した景観づくりを基本とします。

大和高原地域

- 丘陵地に沿ってよく手入れされた茶園や水田と里山、集落が一体となった景観を保全します。

五條・吉野地域

- 吉野川に沿って続く河岸段丘の果樹園や水田と里山、集落が一体となった広がりのある景観を保全します。



図Ⅲ-1 景観づくりの基本方針図

2 重点景観形成区域

重点景観形成区域における良好な景観の形成に関する方針は、景観計画区域の方針のほか、各地域の特性に応じた方針に基づくものとします。

1 第1種特定区域

① 法隆寺地域沿道区域

世界遺産である法隆寺地域へのアクセス道路の沿道景観は、県内外や海外からこの地を訪ねる多くの人々の目にふれ、世界遺産に対する印象を左右することから、奈良県の景観形成上、最も重要な景観の一つです。

そのため、世界遺産の“玄関口”としてふさわしい風格のある歴史的な景観づくりを基本とし、法隆寺地域を訪れる人々を心地よく迎える景観づくりに努め、沿道の建築物や屋外広告物などについては「古都・奈良」のイメージが醸成される景観づくりを進めます。また、特に良好な景観を有する区域においては、「古都・奈良」としての魅力をより発展させる景観づくりに努めます。



② 山の辺地域沿道区域

「青垣」から「山の辺」の田園、古墳・社寺、集落などへつながる景観は奈良固有の風土を形成しており、奈良の景観において最も特徴的な景観の一つです。「青垣」の豊かな自然と「山の辺」の歴史文化遺産や生活環境が一体となった「日本のふるさと」としての質の高い景観を保全することを基本とし、建築物などは周辺の歴史・田園景観との調和に努め、優れた眺望景観を活かした「日本のふるさと」の景観にふさわしい沿道景観づくりに努めます。

2 第2種特定区域

西名阪自動車道の郡山、法隆寺、香芝の各インターチェンジ周辺の沿道は、県への広域的な玄関口です。奈良を訪れた人々の目に最初に触れ、奈良のイメージや魅力の向上に大きな影響を及ぼすものです。地域の景観として雑然さを軽減し、街並みの一体感や連続性を高めるため、派手な色彩や光源等の装飾の抑制、建築設備や立体駐車場の修景など建築物や工作物の形態及び意匠を整えるとともに、建築物等の道路からの後退、露天駐車場等の緑化や道路からの「青垣」などの遠望の確保への配慮を行うなど、屋外広告物と併せて、建築物等の建て替えや改修等の機会を捉えて、適切な規制・誘導を行うことにより、奈良の玄関口にふさわしい沿道景観づくりに努めます。

3 広域幹線沿道区域

広域幹線道路等の景観は、沿道景観のとしての特性に加えて、そのエリアごとの特性も踏まえた景観づくりを基本とします。

地域の景観として雑然さを軽減し、街並みとして調和して連続感のある沿道景観とするため、派手な色彩や光源等の装飾の抑制、建築設備や立体駐車場の修景など建築物や工作物の形態及び意匠を整えるとともに、建築物等の道路からの後退、駐車場等の緑化への配慮などを行うこととします。

また、道路の軸線方向の「青垣」などの遠望や該当するエリアの景観特性に配慮することによって、良好な周辺景観と調和した沿道景観づくりに努めます。

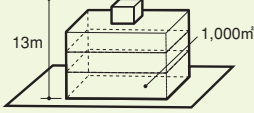
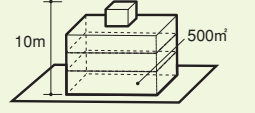
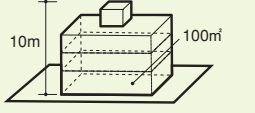


IV 景観計画の区域における行為の制限に関する事項

1 届出の必要な行為

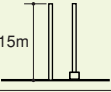
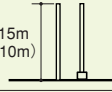
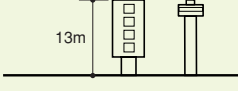
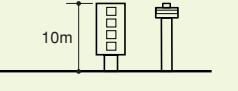


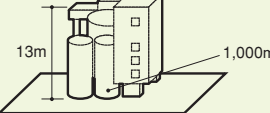
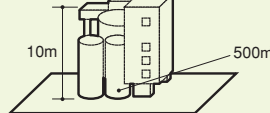
次に掲げる行為のうち各表に定める規模を超えるものについては、景観法の規定による届出が必要となります。
 (※国の機関又は地方公共団体は、通知が必要となります。)

(1) 建築物

行 為	一 般 区 域	重 点 景 観 形 成 区 域	
		広 域 幹 線 沿 道 区 域	第1種・第2種特定区域
建築物の新築又は移転 (右記の規模を超えることとなる増築又は改築を含む。)	地盤面からの高さ13m 又は建築面積1,000㎡を超えるもの 	地盤面からの高さ10m 又は建築面積500㎡を超えるもの 	地盤面からの高さ10m 又は建築面積100㎡を超えるもの (戸建専用住宅を除く。) 
建築物の増築又は改築	上記の規模を超える建築物において、行為に係る建築面積が10㎡		
建築物の外観の変更	上記の規模を超える建築物において、行為に係る面積が10㎡		

※建築物の高さは、塔屋などがある場合は、当該高さを含んだ高さとなります。

(2) 工作物

行 為	一 般 区 域	重 点 景 観 形 成 区 域	
		広 域 幹 線 沿 道 区 域	第1種・第2種特定区域
工作物の新設 又は移転 (右記の規模を を超えることと なる増築又は 改築を含む)	①鉄筋コンクリート造の柱、 鉄柱、木柱その他これ らに類するもの 	高さ15mを 超えるもの	高さ15mを超えるもの (第1種特定区域にあっては、高さ10m) 
	②煙突(支枠及び支線が あるものについては、こ れらを含む。)その他こ れに類するもの	高さ13mを超えるもの	高さ10mを超えるもの
	③装飾塔、記念塔その他 これらに類するもの(屋 外広告物及び屋外広 告物を掲出する物件を 除く。)		
	④高架水槽、サイロ、物 見塔その他これらに類 するもの		
	⑤ウォーターシュート、コー スター、メリーゴーラウ ンド、観覧車その他これ らに類する遊戯施設		
	⑥アスファルトプラント、コン クリートプラント、クラッ シャープラントその他こ れらに類するもの	高さ13m又は築造面積1,000㎡ を超えるもの 	高さ10m又は築造面積500㎡を超えるもの 
	⑦自動車車庫の用途に 供するもの		
	⑧汚物処理場、ごみ焼却 場その他の処理施設 の用途に供するもの		
	⑨上記①～⑧に掲げる 工作物のうち、建築物 と一体となって設置さ れるもの	建築物の上端から工作物の上端までの 高さ5mかつ地盤面から当該工作物の上 端までの高さ13mを超えるもの(上記①に 掲げるものについては15mを超えるもの)	建築物の上端から工作物の上端までの高さ5mかつ地盤面から当該工 作物の上端までの高さ10mを超えるもの(上記①に掲げるもので第1種 特定区域以外にあっては15mを超えるもの)
	⑩自動販売機	(届出不要)	高さ1.5m(第1種特定区域に限る)